

19世紀ドイツ学校教育制度の構造（Ⅲ）

—— 一年志願兵資格と実科系学校 ——

寺 沢 幸 恭

Die Struktur des deutschen Schulwesens in 19. Jahrhundert (III)

—— Die Berechtigung zum einjährig-freiwilligen
Militärdienst und die Realanstalten. ——

Yukiyasu Terazawa

は じ め に

19世紀を通してドイツの中等学校にはさまざまな資格（職業資格と「進学」資格）証明を発行する権限が「授与」され、その資格制度の網が中等学校制度それ自体を厳しく規定していた。「大学進学資格」はその最たるものといえるが、実科学学校（die Realschule）の「発展」に視点を据えてドイツ中等学校教育制度全体の構造を概観すると、中等学校教育制度に及ぼした影響力の大きさからみれば「大学進学資格」にも劣らぬほど重要な資格が他に存在していたことに気づく。たとえばそれは「中等学校教員資格」であり、「一年志願兵資格」（die Berechtigung zum einjährig-freiwilligen Militärdienst）に代表される軍関係の資格である。さまざまな「公務員資格」等にも目を留めておかねばならないが、少なくとも「大学進学資格」、「中等学校教員資格」そして「一年志願兵資格」に代表される軍関係の資格の三種類の資格の性格と機能についての分析は、19世紀ドイツ学校教育制度の発展のダイナミズムを捉える上において欠くことができないものと考えられる。

前二稿¹⁾では、18世紀末から19世紀中葉までのプロイセン実科学学校の発達を職業的専門教育機関から普通中等教育機関への「発展」と捉え、この「発展」を規定した要因を主として文教行政の対実科学政策に視点を据えて分析した。本稿では、対象とする時期を19世紀後半に移しながら、プロイセンそしてドイツの中等学校教育制度にとって重要な規定要因のひとつであったと考えられる「一年志願兵資格」およびこの資格が、普通中等教育機関となった諸実科学学校——本稿では実科系学校（die Realanstalten）と総称する——に与えた影響についての分析を主たる課題とする。

I. 一年志願兵制度

プロイセンの一般兵役義務制は1814年9月3日の「兵役法」(Wehrgesetz über der Verpflichtung zum Kriegsdienst)によって確立されたが、その前年の1813年2月3日に「志願猟兵隊」(freiwilligen Jäger = Detachement)に関する規程が公示されている。この志願猟兵は兵役期間中、自費で装備し、衣服・食糧等を賄うことのできる「教養ある諸身分の青年」(Junge Leute aus den gebildeten Ständen)——従来かれらは徴兵義務を免除されていた——を対象としたが、これがのちに「一年志願兵」(einjährig—freiwilligen Militärdienst)と呼称される制度となる²⁾。

1814年の「兵役法」は兵役能力のあるすべての男子に対し、満20歳からの一般兵役義務を課した(第1条)。一般の兵卒が例外なく三年間兵営にとどまらなければならなかったのに対し³⁾、一部の青年には次のような特例が認められた。「衣服および装備を自弁できる、教養ある諸身分の青年は猟兵隊および狙撃兵隊(Jäger = und Schützenkorps)に採用されることが許される。これらの者は一年間の兵役の後、申請によりその職業の続行が許される。三年間の兵役が満了した後には、第一召集の後備軍(Landwehr des ersten Aufgebotes)に編入され、そこでは能力と諸条件により将校職への第一の権利請求権が与えられる」(第7条)。「満17歳に達した青年には、身体剛健の場合、兵役を志願することが許される」(第9条⁴⁾)。

これらの規定は1813年の「志願猟兵隊」を制度的に引き継いだものであるが、制度の目的については、「志願猟兵隊」規程が「国民と軍を緊密に結合し、国民が軍に関心と好意をもち、また国民の最も高貴で自弁可能な部分(die edelsten und kostbarsten Theile des Volkes)を軍に供給するため⁵⁾」としていたのに対し、「兵役法」は「とくに平時において学問と産業(Wissenschaften und Gewerbe)の進歩を妨げないため」(第9条)とした。いずれにせよこの特権的制度は軍務用の衣服と装備を自己負担できる「とくに経済的に恵まれた市民層⁶⁾」にとって魅力あるものとなっていく。1814年の「兵役法」は、第一次世界大戦終結後まで存続・発展した「一年志願兵」制度を基本的に規定したものとみることができる。

1816年5月19日には内務大臣および軍務大臣共同の「軍隊への志願者の採用に関する規程」(Instruction über den Eintritt von Freiwilligen in das Heer)が、このような志願兵の有資格者を「すでにギムナジウムの上級の三つの級のひとつに在学しており、将来大学において勉学を続けることを望む者」と規定し、またその採用先を猟兵と狙撃兵に限定せず、近衛兵以外のすべての兵科に拡大した⁷⁾。さらに翌年の1817年6月30日の「軍補充訓令」(Militär = Ersatz = Instruktion)により、このような志願兵には入隊の時期および入隊する部隊を選ぶことが認められ、「前もって適正に申請がなされた場合には入隊を23歳まで延期すること」も許された⁸⁾。

20年代に入ると、「一年志願兵⁹⁾」の資格について、学校(ギムナジウム)が発行する証明書によるものと、試験によるものとの二つの方式が確定される。1822年には「一年兵役志願者のための管区委員会」(Departments = Kommission zur Freiwilligen zur einjährigen Militärdienst)が西部の州とベルリンに設けられ、これは1825年12月25日の「大臣行政令」(Ministerial = Verfügung)によって

すべての州に導入された。この委員会はギムナジウム校長の証明書を審査し、またこの証明書（の内容）を新たな口述試験により確かめる権限をもち、さらにそのようなギムナジウムの証明書を提出できない応募者すべてに対して「特別な口述試験によって」その資格能力を審査する権限が与えられた¹⁰⁾。なお、学校証明による場合の条件として、1822年1月21日の訓令は「a)プロイセン当局の許可のもとにプロイセンないし外国の大学で勉学している者で、成熟Nr. I. および Nr. II. の証明¹¹⁾をもっている者、b) ギムナジウムの上級の三つの級の生徒で、すべての教授科目での試験によって学問に専念するに値することが期待できると校長が証明した者¹²⁾」としている。ギムナジウムの生徒については変更はないが、この「上級の三つの級」とはそれぞれ上下各一年に分かれた二年課程の第1級(Prima)、第2級(Sekunda)、第3級(Tertia)の三つの級を指しており、そのひとつに属し、「すべての教授科目での試験によって」、「校長の証明」がなされるためには最低第3下級(unter Tertia)を修了し第3上級(ober Tertia)への成熟を得ていなければならなかったと考えられる。

実科系学校(die Realanstalten)の生徒に対して一般的なかたちで一年志願兵の資格が与えられたのは1832年になってからである¹³⁾。同年3月8日の「高等市民学校および実科学校の卒業試験に関する仮規程」(Vorläufige Instruktion über die an den höheren Bürger = und Realschulen anzuordnenden Entlassungsprüfung)は、諸条件の整備された高等市民学校および実科学校に卒業試験を実施する権限を与え、その卒業生に対して一年志願兵資格を認めた¹⁴⁾。

1859年の「実科学校および高等市民学校の教授および試験規程」(Unterricht-und Prüfungsordnung für die Real-und höheren Bürgerschulen vom 6. Oktb. 1859.)により、実科系学校は中等学校として認知され、第一級実科学校(Realschule I. Ordnung.: R. S. I. O.)、第二級実科学校(Realschule II. Ordnung.: R. S. II. O.)および高等市民学校(Höhere Bürgerschule.: H. B. S.)に区分されたが、一年志願兵資格については、この59年規程を先取りするかたちで前年の1858年12月9日の新たな軍補充訓令が次のように規定していた¹⁵⁾。すなわち、a)国内のギムナジウムにより大学進学のための成熟証明を与えられて大学で勉学している者、b)ギムナジウムおよび第一級実科学校の第2級に少なくとも半年属し、すべての教授科目を受け、関係する規定科目を修得し、かつ満足すべき成績を修めた者。c)プロギムナジウムと高等市民学校の最上級クラス(ギムナジウムやR. S. I. O.の第2級に相当する)に半年在学した者。d)第二級実科学校の第1級に少なくとも半年在学した者。e) c)に属さない高等市民学校の卒業試験に合格した者。

なおb)に該当する場合の学校証明には次のような様式が指定された¹⁶⁾。

…………ギムナジウム(実科学校)

一年志願兵役申請証明書

氏名、生年月日、宗派、父親の職業

上記の者は本校において……級から在学し、第2級に……年まで……年在学していた。在学した級のすべての教授科目を受講した。

1. 出席状況と操行
2. 思慮と勤勉
3. 進歩(規定科目の修得程度)

この証明は教員会議によって確定された。

18…年…月…日

(ギムナジウム) 校長および教員会

(校長名) (校印) (第2級の担当教員名)

1858年の軍補充訓令はまたベルリンの幼年学校(Kadettenhause)に最低半年在学していた者などと並んで、地方工業学校(Provinzial-Gewerbeschule)の成熟証明を得た生徒に対してもベルリン工業インスティテュート(Königl. Gewerbe-Institut zu Berlin)への進学を条件に一年志願兵資格を認めた¹⁷⁾。

北ドイツ連邦が成立した翌年の1868年には一年志願兵資格の条件がさらに一步引き上げられ、ギムナジウムと第一級実科学校については「少なくとも第2級に一年在学し、すべての教授科目を受け、第2下級の規定科目を修得し、かつ十分な成績をあげる事」が求められた(1868年3月26日の軍補充訓令)。以下同様の様式でプロギムナジウムと高等市民学校はその最上クラスに一年在学、第二級実科学校は第1級に一年在学が条件とされた¹⁸⁾。

中等教育機関の生徒に対する一年志願兵資格の条件がほぼ最終的に確定されるのは、1875年から1878年までの時期であったと考えられる。ドイツ帝国議会は一年志願兵資格の条件を「法律」によって定めることをくり返し求めたが、1874年5月2日の「帝国兵役法」(Reichsmilitärgesetz)はその第14条で「一年志願兵の前提条件は法によって定める」としたのみで、結局は従来と同じように1875年の「ドイツ国防規程」(Deutsche Wehrordnung)——これにより1868年の軍補充訓令は廃された——と「陸軍規程」(Heersordnung)の補則¹⁹⁾および1877年から翌年にかけて出されたプロイセン文部省の三つの回章訓令(Circularverfügung)により資格条件の新たな引上げが行われた。すなわちギムナジウムまたはこれと「同等とみなされ²⁰⁾」た第一級実科学校(=リアルギムナジウム)および第二級実科学校(=オーバーリアルシュール)については第2下級から第2上級への無条件の進級つまり第2級に対する成熟が一年志願兵の資格条件とされた。これ以降は教員養成所(Lehrerseminare)の生徒(1896年)や中間学校(Mittelschule)の生徒(1912年)にも一年志願兵資格が認められるなど対象範囲が広げられることはあったが、中等教育機関の生徒に対する資格条件には1919年一年志願兵制度自体が廃止されるまで変更はなかった²¹⁾。

次の略年表は以上のような「中等」教育機関の生徒に対する一年志願資格条件の改訂の動きをまとめたものである。

一年志願兵には既述の特典のほかに、社会的にはより大きな意味をもつことになる予備役将校への昇級の可能性も与えられていた。1867年11月9日の「兵役法」(Wehrgesetz)は一年志願兵について「常備軍での一年間の服務の後、かならず予備軍(Reserve)に編入され、その能力と成績に応じて予備軍そして後備軍(Landwehr)の将校に推薦されることが出来る」(第11条)と規定した²²⁾。予備役将校制度は「従来の貴族で固められていた社会的に封建貴族の牙城であった将校団の中に変種を接木することによってその蘇生を図るカンフル剤」であったが、それは「市民の将校団への拡大によってな

略年表：一年志願兵資格が認められた (中等) 学校証明の条件

学校 タイプ 年	1 ギムナジウム	2 第一級実科学校 (→リアルギムナ ジウム)	3 第二級実科学校 (→オーバーレ アルシュレ)	4 プロギムナジウム	5 高等市民学校 (→リアルプロギ ムナジウム)	6 高等市民学校 (→リアルシュ ーレ)
1812	大学進学 (ギムナジウムが大学進学 資格を独占) 大学進学資格	資格				
1816	第3級以上に 在学					
1822	第3上級への 成熟					
1832		(R. S. = H. B. S. に卒業認可) 卒業試験合格				
1858	第2級に半年 在学 └─同	左 同 格 化	第1級に半年 在学	最上クラス (ギムナジウ ムの第2級に 相当)に半年 在学	左 同	(卒業試験合 格)
1859		(中等教育とし て認知)	(左 同)			
1868	第2級に一年 在学	左 同	第1級に一年 在学	最上クラスに 一年在学	左 同	
1875 (~78)	第2上級への 成熟 └─同	左 同 格 化	左 同	最上クラスに 一年在学	左 同	卒業試験合格
1882		(工科大学進学 資格)	(左 同)			
1901	大 学 進 学	大 学 進 学	資 格			
1882年に確定 した学校タイ プ名	Gymnasium (9年課程)	Realgymnasium (9年課程)	Oberrealschule (9年課程)	Progymnasium (6年課程)	Realprogymnasium (6年課程)	Realschule (6年課程)

れるというよりも、むしろ逆に市民的思考様式の将校をしてその思考様式を洗脳される過程で市民層の軍隊への編入を行ない、予備役将校の資格にあずかることのできた市民層に社会的光輪を付与することによってなされた²³⁾」のだった。望田幸男によると「一年志願兵から予備役将校への道」には次のようないくつもの関門が設けられていた。1)まず一年後に、けっして自動的ではない将校養成コースに登録された者だけが適格とされ、2)伍長待遇兵士あるいは下士官として勤務し、3)広範囲な試験に合格した後、はじめて公的に将校候補生と呼称される。4)その後に将校戦術コースを終了し、5)その所属するはずの地区予備役将校団による選任を受け、6)最後に陸軍内局の最終確認を経て、皇帝の名の下に予備役少尉に任命される。「これらの関門を通過するごとに思想や資質などが吟味され、軍当局にとって好ましくないもの²⁴⁾」がふり落され、また「洗脳」が行われたのである。この予備役将校制度はドイツ市民社会に軍の位階制を波及させる効果を生んだ。「官僚も、従って法律家も商人も『予備中(少)尉』の資格に対して、彼らが市民として労働と仕事によって獲得した地位よりも高い価値を」おき、「自分の名刺に『予備将校』のランクを市民のランクよりも前に書き込」み、「そうすることによって自分の市民的社会的威信に箔をつけようとした²⁵⁾」のである。予備役将校制度は市民層のなかに「偽装封建主義」を打ちこんだものであり、「ドイツ市民層の非政治化の一つの成果」であり、かつ「ミ

リタリズム国家の表徴の一つ²⁶⁾」でもあった。

では一年志願兵資格取得者のうち実際に一年志願兵そして予備役将校として採用された者の割合はどの程度であったのであろうか。たとえば1877年から1881年の五年間における一年志願兵資格者総数は47,054名であったが、このうち実際に一年志願兵として採用された者は21,236名であり、採用率は45.13%であった²⁷⁾。W. マイヤーによれば1881年から1884年までの三年間に、あるプロイセン軍団の26個の歩兵大隊に編入された一年志願兵は1,213名であったが、このうち予備役将校の資格を取得した者は197名(16.24%)であり、予備役下士官の資格を取得した者は323名(26.66%)にすぎず、したがって過半数(57.13%)の者はこれら予備役資格に不適とされたのである²⁸⁾。またマイヤーはこの1,213名についてその父親の職業との関連を〔表1〕のように分析しているが、これをみると「教養ある諸身分」に相当すると考えられる者(A)は志願兵の20%に満たず、むしろ商、農、工の「市民的職業」身分の者がほぼ半数を占めている。しかし一年志願兵から予備役将校資格に至るまでの過程でこの両者の関係は逆転している。このことから中等学校の第2上級への成熟まで進む資力のある「市民的職業」身分出身者は一年志願兵の主流を占めるまでになっていたが、予備役将校資格に至る道は厳しく制限されていたという現実が浮かび上がってくる。

表1

		一年志願兵 (名)	%	予備役将校 資格者(名)	%
父 の 職 業	A. 専門職・中級以上の官吏	222	18 $\frac{1}{4}$	66	30 $\frac{1}{4}$
	B. 下級官吏・民衆学校教員	131	10 $\frac{3}{4}$	28	21 $\frac{3}{8}$
	C. 商人・農民・工業経営者・手工業者	586	48 $\frac{1}{4}$	68	11 $\frac{5}{8}$

資料：Meyer, W.; Die moderne Berechtigungsjagd auf unseren höheren Schulen. Hannover. 1885, S. 56. から引用。

II. 軍資格の先行と中等学校制度の統一化

先の〔略年表〕において注目すべきことは、一年志願兵資格の付与が実科系学校の昇格運動、換言すればギムナジウムとの同格化運動を常に先導しているように思えることである。たとえば1832年の仮規程によって、それまでギムナジウムにのみ認められていた卒業試験実施権限が「高等市民学校および実科学学校」に与えられると同時にその合格者に対して一年志願兵資格が認められた。また1859年規程により第一級実科学学校等の教育が「中等教育」として認知される前年に、一年志願兵の資格条件に関してはすでにギムナジウムと第一級実科学学校は同格化されている。さらに1875年からは後にオーバーレアルシュールとなる第二級実科学学校までが同格化されており、これは大学進学資格での同格化に先んずること四半世紀も以前のことであった。これらのことが何を意味しているのかについては、事実関係をさらに詳らかにしなければならず、また大学進学資格と一年志願兵資格との教育水準の違いを顧慮しなければならないが、少なくとも実科系学校は文教行政よりも軍行政サイドから好意をもって遇されていたといえるのではないだろうか。

実科系学校に対して軍行政サイドがどのような評価をしていたのか、その答えのひとつを幼年学校

の教科課程のなかに見い出すことができる。「貴族を国に奉仕させてその危険性を払拭させる最も有効な手段として²⁹⁾」設立された幼年学校 (Kadettenkorps) の教科課程における「学術的領域」は19世紀の半ば以降、実科系学校とくにレアルギムナジウムの教科課程に接近・一致していった³⁰⁾。1877年以降、幼年学校はレアルギムナジウム (=第一級実科学校) の教科課程を採用しており、1885年には幼年学校アビトゥーア (Kadettenabitur) はレアルギムナジウムのそれと同等化されている³¹⁾。幼年学校とレアルギムナジウムの教科課程におけるこの一致は、レアルギムナジウムに対する国王ヴィルヘルム II. の攻撃にもかかわらず1890年の学校会議以後も維持された³²⁾。

また実科系学校サイドに視点を移すと、この一年志願兵資格をギムナジウムとの同格化運動を推し進めるためのひとつの足がかりとしたことは十分推論できることである。一年志願兵のような軍関係の資格と文部省所管の資格 (大学進学資格はその一つ) とがその条件内容 (学校教育水準) において整合性をもたなかったことについては、個々の資格が基本的にはその所轄省庁から認定されるという仕組みを顧慮しなければならない。プロイセン文部省参事官 L. ヴィーゼ³³⁾ は1864年以降、それまで中等諸学校がその各年報 (Jahresbericht) に記載していた、各級についての諸資格を体系化しようと努力したが³⁴⁾、各省庁が認定する資格全般にわたって文部省が「包括的な影響力」をもつようになるのは1888年からであった³⁵⁾。

このような資格認定の仕組みのもとでは、軍関係の資格が、中等学校制度に対する文部行政のコントロールに先行することは考えられることである。一年志願兵資格のような軍の資格が中等学校制度に実質的な影響力を及ぼし、文部行政がその後追いをするという経過が実は形をかえて北ドイツ連邦そしてドイツ帝国内における中等学校制度の統一化プロセスにおいてもみられるのである。1867年に成立した、プロイセンを盟主とする北ドイツ連邦 (Norddeutscher Bund) およびドイツ帝国 (1871年創建) の体制はそれらの連邦政府に文化主権 ((Kulturhoheit) そしてまた学校主権 (Schulhoheit) を与えず、文教行政を各邦の自治権に含ませた。しかしながら北ドイツ連邦そしてドイツ帝国の盟主たるプロイセン王国は軍事制度、郵便・電信制度そして営業権における連邦 (帝国) の権限を抛り所として「業務連携のため (kraft Sachzusammenhangs)」、中等学校制度に対して決定的ともいえる影響力を行使した³⁶⁾。帝国には軍事主権 (Militärhoheit—帝国憲法第4条第11項) にもとづき、北ドイツ連邦に与えられていたように一年志願兵資格の取得条件を確定する権限が与えられていた³⁷⁾。一年志願兵資格は、試験または中等学校の証明によって示される特定の教育水準と結びついていたから、帝国内における一年志願兵についての規定の統一化のためには中等学校の発行する (成熟または卒業) 証明の有効範囲 (Geltungsbereich) を各邦間で調整しなければならなかった。この調整そのものは法的効力をもつものではなかったが、各邦が諸法令によりプロイセンを基準として中等学校制度を統一していく基盤を形成するものであった³⁸⁾。H. ロムベルクは、この一年志願兵資格を抛り所とする北ドイツ連邦そして帝国の中等学校制度に対する規定権限獲得について「まさに業務連携の古典的な例³⁹⁾」であったとする。もちろん一年志願兵資格だけでなく、郵便・電信官吏の資格 (1875) や医師の開業条件 (1883年) 等に対する帝国の管轄権も帝国内の中等学校制度統一の足がかりを提供したのであるが、「資格制度において軍の諸資格が中心的な意味をもっていた⁴⁰⁾」ために一年志願兵資格は中等学校

制度統一化への強力な手段となった。帝国宰相（北ドイツ連邦宰相）は一年志願兵資格に即して帝国内の中等学校教育機関を等級化するために「帝国学校委員会」（Reichsschulkommission. 1871年設置、北ドイツ連邦時代には Bundesschulkommission. 1868年設置）を利用した。一年志願兵資格等に関する学校の申請を監査する権能が与えられた「帝国における唯一の『学校監督機関』」であったこの「帝国学校委員会」の設置と活動におけるプロイセンの決定的な影響力については、プロイセン文部省の中等学校担当参事官であった L. ヴィーゼが1868年から1875年までこの委員会の議長を兼務していたことから示される⁴¹⁾。このようにして、まず軍の領域で導入された各邦の中等学校の統一化が、次には文官の領域に引き継がれ、ギムナジウム成熟証明の相互認知(1874⁴²⁾)、レアルギムナジウムの証明の認知(1889年)そしてオーバリアルシューレの認知(1909年)がなされていった。

III. 一年志願兵資格と実科系学校

では、一年志願兵資格に対して実科系学校の生徒はどのような志向を示したのであろうか。〔表2〕のアルテンブルク・レアルプロギムナジウム（ザクセン・アルテンブルク公国）の場合、1876年から1889年までの14年間の卒業証明取得者数29名（年平均2.07名）に対して、一年志願兵資格取得者は111名（同7.93名）にのぼっている。この間の在籍者数の年平均162.14名に対する各比率は卒業証明取得者が1.28%、一年志願兵資格取得者が4.89%である。〔表3〕のアルトナ・レアルギムナジウム（レアルシューレを併設）の場合は、第二級実科学校が併設された1878年から1895年までの18年間の卒業証明取得者64名（年平均3.56名）に対し、一年志願兵資格取得者は785名（同43.61名）であり、この間のレアルギムナジウム（第一級実科学校）とレアルシューレに在籍した生徒数の年平均487.44名に対する各比率は、卒業証明取得者が0.73%、一年志願兵資格取得者が8.95%となっている。なお注目す

表2 Herzoglichen Realprogymnasium zu Altenburg. (1874年度—1889年度)

年 度	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	
①卒業証明取得者数	—	—	5	2	—	—	2	1	—	3	3	5	—	3	5	—	
②一年志願兵資格取得者数	—	—	5	3	12	9	6	8	8	9	8	5	12	11	6	9	
③在籍生徒総数	153	167	205	207	194	187	161	161	155	127	129	120	103	145	185	191	
内 訳	II.	—	—	7	9	13	16	12	9	13	12	11	10	13	15	10	9
	III.	11	18	20	22	22	19	21	23	13	9	9	14	16	7	13	6
	III. — b.	—	—	—	—	—	—	—	—	13	13	19	20	8	16	11	20
	IV.	20	27	28	40	34	38	32	28	29	26	26	21	16	15	27	26
	IV. — b.	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25
	V.	43	45	40	29	30	29	23	46	51	40	32	29	22	33	32	26
	V. — b.	—	—	40	34	35	30	23	—	—	—	—	—	—	—	30	25
	VI.	40	40	36	40	30	29	24	55	36	27	32	26	28	59	31	25
VI. — b.	39	37	34	33	30	26	26	—	—	—	—	—	—	—	31	29	

注：1）この学校は1860年（第一）市民学校として設立され、1874年からは（第一）実科学校に、1888年からレアルプロギムナジウムとなった。

注：2）①の卒業証明は1877年以降はレアルギムナジウムの第1級(Prima)への成熟証明と認定された。

資料：Das Realprogymnasium in Altenburg von 1860 bis 1890. Dargestellt von Professor Daehne. Beilage zum Jahresbericht des Herzoglichen Realprogymnasiums zu Altenburg. 1890. Nr. 670. S. 17-19. より作成。

表3 Altonaer Realgymnasium (und Realschule) 1871年度—1895年度

年度	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	計	
①卒業証明取得者数	—	—	—	3	—	2	—	—	—	1	—	—	—	4	5	5	4	6	6	2	6	7	6	6	6	69	
②一年志願兵資格取得者数	—	6	13	8	13	27	26	32	38	23	65	39	52	42	46	51	38	30	36	40	47	62	47	45	52	878	
③リアルギムナジウムの在籍生徒数	—	—	—	—	—	—	—	20	50	76	99	100	109	124	114	112	114	114	111	118	114	124	114	127	133	—	
④リアルシューレの在籍生徒数	263	336	386	435	428	435	452	429	396	395	361	341	353	352	370	371	372	390	408	403	429	413	395	366	357	—	
⑤ 中途退学者数	a 一年志願兵資格をもって	—	6	13	14	21	20	44	37	22	39	53	42	41	28	45	39	25	32	36	35	46	44	30	31	44	787
	b 市民的職業に就業	29	36	49	56	66	53	82	46	49	67	75	68	56	58	76	76	59	74	66	72	82	82	73	71	68	1,589
	c ギムナジウムに転校	—	—	4	3	1	1	4	2	3	6	3	2	4	1	5	2	1	—	3	2	2	2	—	—	—	49
	d 他の実科系学校に転校	—	1	1	4	6	2	6	4	2	—	12	7	10	7	9	13	13	12	11	15	10	18	25	12	9	209
	e その他の学校に転校	12	17	18	20	27	23	23	26	29	23	18	10	33	17	9	11	14	16	19	9	8	10	10	15	5	422

注：1) この学校は1870年それまでの私立学校が市によって実科学校に改変されたものである。7年課程の実科学校に1878年、8年課程の第二級実科学校が併設され、1881年からは後者が9年課程のリアルギムナジウムに、前者が6年課程のリアルシューレとなった。

資料：Schlee, E. ; Die Geschichte des Altonaer Realgymnasiums in den ersten 25 Jahren seines Bestehens. Festschrift zu Feier am 20. April 1896. Altona S. 31-48. より作成。

表4 Luisenstädtischen Oberrealschule (Gewerbeschule) zu Berlin. 1876年度—1889年度

年度	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	計	年平均
①在籍生徒総数(I—VI)	501	519	553	503	506	506	505	509	520	527	538	537	531	525	7,280	520.00
② I. に在籍	15	14	12	8	16	15	19	16	8	13	15	12	10	9	182	13.00
③ II. —o. に在籍	21	11	11	19	16	26	16	9	17	9	14	13	10	16	208	14.86
④ II. —u. に在籍	—	19	30	29	26	28	19	29	24	35	22	36	39	19	355	25.36
⑤卒業証明取得者数	3	3	6	3	2	6	4	10	4	5	3	5	1	5	60	4.29
⑥ ④のうちII.—o. に進級した者	—	4	8	10	15	12	5	9	8	7	9	8	6	4	105	7.50
⑦ ④のうち一年志願兵資格をもって退学した者	—	9	9	14	4	13	11	15	14	25	10	23	25	13	185	13.21
⑧ ⑥/①×100 (%)	—	0.77	1.45	1.99	2.96	2.37	0.99	1.77	1.54	1.33	1.68	1.49	1.13	0.76	—	1.44
⑨ ⑦/①×100 (%)	—	1.73	1.63	2.78	0.79	2.57	2.18	2.94	2.70	4.74	1.86	4.28	4.71	2.48	—	2.54
⑩ ②+③+⑤+⑥+⑦	39	41	46	54	53	72	55	59	51	59	51	61	52	47	740	52.86
⑪ ⑩/①×100 (%)	7.78	7.90	8.32	10.74	10.47	14.23	10.89	11.59	9.81	11.20	9.47	11.36	9.79	8.95	—	10.17

注：1) この学校は1865年に Gewerbeschule (8年課程、1874年から9年課程) として設立され、1882年にオーバーリアルシューレとなった。

注：2) ①～④及び⑥, ⑦は夏学期の生徒数。⑤は年度の生徒数。

資料：Bandow, K.; Zur Geschichte der Luisenstädtischen Oberrealschule (Gewerbeschule) während der ersten fünfundsing Jahre ihres Bestehens. Beilage zum Programm der Luisenstädtischen Oberrealschule zu Berlin. Ostern 1890, Berlin. 1890. S. 32-34. より作成。

べきことに、1871年から1895年までの25年間における一年志願兵取得者(878名)のうち大部分の者(787名)がこの資格をもって学校を去っている。両校とも一年志願兵資格取得者は在籍した生徒全体からみれば少数派に属していたが、卒業証明取得者数と比較すればこれを圧倒している。

このことは〔表4〕のベルリン・ルイゼンシュタット・オーバーリアルシューレの場合にも示されている。一年志願兵資格をもって学校を去った生徒数(年平均13.21名)は卒業証明取得者数(同4.29

表5 Gymnasium zu Weissenburg 1882年度—1891年度

年度		82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	年平均	
在籍生徒数	I. -o.	1	8	6	3	4	5	6	4	3	6	4.6	
	I. -u.	7	10	8	10	6	12	16	12	11	4	9.6	
	II. -o.	7	5	7	8	12	13	9	10	6	14	9.1	
	II. -u.	16	15	19	15	12	10	17	6	15	19	14.4	
	III. -o.	12	18	19	18	16	19	6	16	18	17	15.9	
	III. -u.	19	16	15	20	20	7	17	21	19	13	16.7	
	IV.	20	26	36	26	19	20	24	25	15	17	22.8	
	V.	25	31	28	25	24	26	19	15	20	19	23.2	
	VI.	26	26	20	33	30	21	18	24	20	20	23.8	
	計	133	156	158	158	143	133	132	133	128	129	140.3	
	卒業証明取得者数	5	0	7	4	3	4	6	12	4	1	4.6	
	中途退学者	I. を修了	5	1	9	9	7	5	7	16	9	6	7.4
		II. -o. を修了	0	2	1	2	3	2	5	0	0	3	1.8
一年志願兵資格をもって		0	6	2	9	4	3	1	7	1	2	3.5	
II. -u. を修了		0	7	3	10	5	3	1	6	2	3	4.0	
III. -o. を修了		2	1	1	3	4	5	5	1	2	1	2.5	
III. -u. を修了		1	2	2	3	8	4	1	2	3	6	3.2	
学者	IV. を修了	2	3	4	9	9	11	1	3	5	4	5.1	
	V. を修了	3	1	2	4	9	5	5	2	1	6	3.8	
	VI. を修了	1	5	5	4	4	5	2	2	6	5	3.9	

注：1)「中途入学者」については割愛した。

資料：Kromayer.; Das Gymnasium zu Weißenburg in zweiten Jahrzehnte seines Bestehens, mit besonderer Berücksichtigung der Entwicklung des gesamten Gymnasialwesens in Elsass-Lothringen. Beilage zum Jahresberichte. 1891/92. 1892. Weissenburg i. E. S. 22-29. より作成。

名)の約3倍にのぼっている。年平均の在籍生徒総数(520.0名)に対する卒業証明取得者数(4.29名)の比率は0.83%であるが、一年志願兵資格を取得した者および取得したと考えられる者の在籍生徒総数に対する比率は10.17% (⑩)である。また、第2下級に在籍した者のうちほぼ $\frac{2}{3}$ が一年志願兵資格をもって学校を去っている。これら実科系学校生徒の動向との比較のために、[表5]のヴァイセンブルク・ギムナジウム(エルザス・ロートリンゲン)の例をみると、ここでも一年志願兵資格をもって学校を去った生徒数は第2級以上に進級した者のなかで無視できない存在であるが、卒業証明取得者数の比重は上記の実科系学校ほど軽くない。むしろここでは第1級を修了しながら卒業証明取得にまで至らず学校を去った者の数が中途退学者中の第一位になっていることに注目すべきであろう。

実科系学校に在籍した生徒は少なくとも数の上では卒業証明取得より一年志願兵資格取得をより強く志向していたと推定されるが、別の見方をすれば、19世紀後半のドイツの経済的に恵まれた市民層にとって1875年以降一年志願兵資格の条件とされた「第2上級成熟」(Obersekundareife = 第2上級への成熟)がかれらの学校教育のひとつのメルクマールとなっていたともいえるのである。このような志向を決定づけたのは一年志願兵に与えられた特典だったのであり、同じことがギムナジウムに在籍した市民階層出身の生徒にもみられたようである⁴³⁾。

では、一年志願兵資格は中等学校制度そして実科系学校制度にどのような「遡及効果」を及ぼしたのであろうか。W. マイヤーによれば1883/84年度冬学期におけるプロイセンの9年制中等学校(ギ

ムナジウム、リアルギムナジウムおよびオーバーリアルシュレー)全体の第1級、第2級および第3級に在籍した生徒数はそれぞれ9,897名(ギムナジウム8,200名,リアルギムナジウム1,593名,オーバーリアルシュレー104名), 18,414名, 27,733名であり,第3級在籍者27,733名のうちそのほぼ $\frac{1}{3}$ にあたる9,319名が第3級をもって退学し,一年志願兵資格(第2上級への成熟)をもって退学した者と第1級への成熟をもって退学した若干の者の合計は8,518名であり,第3級から第1級へ進んだ者は9,896名であった。すなわち第3級に在籍した生徒はその進路によってほぼ三分されていた⁴⁴⁾。また H. ロムベルクによると,1889/90年度のプロイセンのすべての中等学校においてその教育機関の目的を達成した生徒は全体の20.5%(ギムナジウム系約30%,実科系約10%)であり,40.2%の者は一年志願兵資格証明をもって,そして39.3%の者はこれすらも得ずして学校を去っていた。また一年志願兵資格証明をもって学校を去った者のうち第2下級で退学した者は約25%であった⁴⁵⁾。

このような状況であったため,9年制の実科系学校(リアルギムナジウムとオーバーリアルシュレー)の大学進学資格獲得運動(ギムナジウムとの同格化運動)が最終段階に入った1890年代において,大学進学を望まない多くの生徒のために,学校行政当局は互いに関連する二つの方策,すなわち中等学校における第2上級への成熟を基準とした「中間教育修了」(der mittlere Bildungsabschluß)設定⁴⁶⁾と,ラテン語を必修科目としない中間的な実科系教育機関いわゆる中間学校の振興⁴⁷⁾を企図することになる。この「中間教育修了」問題は一年志願兵資格との関連において論議され,「その結果あたかも中等学校制度全体が軍の資格についての配慮のみによって,いいかえれば非教育的な根拠から形成されたかのごとくみえた⁴⁸⁾」が,他面「中間教育修了」の設定は中等学校制度の発達そのものに起因するものでもあった。プロイセンの中等学校全体は大学進学資格を独占したギムナジウムを基準として,いいかえると大学との接続を最大の目標として発展してきたのであるが,実際上はその生徒の大部分は必ずしも大学進学を望んでいたわけではなく,中等学校から直接「市民的職業生活」に入っていたのであり,中等学校の教育目標(大学への準備教育,その最大のメルクマールがラテン語であった)と,そこで教育を受けていた多くの生徒の教育要求との間の矛盾が常に存在していたのである。「中間教育修了」は大学進学をめざさない生徒に一定程度の中等教育を受けたことの証明を与えるという点で市民層に対する配慮を示したものであるが,他面,中等学校にとって「負担」とみなされたこれらの生徒を第2上級への成熟をもって排除し,大学進学準備校としての中等教育機関本来の教育目標を維持するためのものでもあったのであり,一年志願兵資格がその実績により設定の根拠を与えたのである。第2上級への成熟をもって中等教育の「中間教育修了」の基準とするこの発想は一年志願兵資格が中等学校に与えた大きな影響力を抜きにしては生まれてこなかったものである。

プロイセンの中等学校制度の複線化をほぼ完成した人物のひとりとしてみなされる文部省中等教育担当参事官 L. ヴィーゼが1867年と1886年に自ら編輯した『プロイセン中等学校法令』において「中等学校の概念」について次のように記していることは注目される。まず1867年版では「中等学校の概念は公的な使用という点では確定していない」とし,「外国語の教授も,卒業試験の実施も,特別な資格の所有も中等学校の本質的な基準とみなされえない。中等学校の概念は,その最も卑近な必要を越える教授という点で初等学校と区別され,一般的精神陶冶を目的とすることにより専門学校(Fachschule)

とは区別され、基礎訓練という性格によって大学とは区別される⁴⁹⁾と説明していたが、1886年版では、「外国語の教授も、卒業試験の実施も、特別な資格の所有も中等学校の本質的な基準とみなされえない。これまでの慣習 (Praxis) によれば、文部省所管の公的な教育機関のうちで、いずれにせよその教科課程が一年志願兵の権利の取得に必要な教育を与えない教育機関、あるいはその校長ないし学長が国王ないし大臣に任命または承認されていない教育機関は中等学校とはみなされない⁵⁰⁾」と記述している。この L. ヴィーゼの記述は1867年から1886年の約20年の間に一年志願兵資格のための教育が、「中等学校の本質的な基準」ではないにしろ、「慣習」として中等学校の不可欠な要件の一つにまでなっていたことを物語っている。まさに「一年志願兵の資格はドイツの学校構成の発達に対して決定的な意味をもっていた⁵¹⁾」のである。

〔表6〕はアルトナ・レアルギムナジウムの『創立25周年記念誌』に記載されている一年志願兵資格取得者の進路を1896年の時点でまとめたものである。これをみるとこの学校で一年志願兵資格を取得した者の就業先のなかでは「商人」(Kaufmann)が他を圧倒している。「商人」となった者は1872年

表6 Altonaer Realgymnasium (und Realschule)の一年志願兵資格取得者の進路 (1872年—1896年)

進路	年	1872	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	計	
商 人		6	10	6	10	23	22	25	23	18	42	29	27	24	30	25	30	19	19	28	28	36	26	15	21	23	565	
銀行 人員											1	1					1										5	
出版・製本					1					1	1		3	1	1												8	
農場 業主						1		2					4		1	4		3	1	1	3			2	1	3	26	
工場 主			1		1		1	1			1		1		1												7	
機械 工 作												1		1		2			1	2		6	4	5	4		26	
造船 船 材				1							1		1			1			1			1	1		1		8	
製材 材			1										1			1											3	
技 師				1	1			2	1		2		1	1		1		1		1	3	2	1				18	
建築 技 師							1	2		1	1			1				1	1		2	2	1	2			15	
電気 技 師																	1		2			1	2				6	
化学 技 師						1						1		1					1				1				5	
鉄道 (技 師)									2					1		1	1					1	1		2	2	11	
郵便 便															1					1		2					4	
行政 政 務																					1	2		2			5	
税 務													1	1		2						1					5	
法 曹												1		1	1		1	1	2	1	1	1	3	3	1	1	18	
軍 務						1									2	1				1	2		1				8	
教 育			1																								1	
— 高等教育																												
— 中等教育									1		2		2	1														6
— 初等教育																1												1
— その他・不明									1		1			3	1	1		1		1	1	1					11	
職 業																												
— 医師 (歯科も含む)						1		1	1	1	1	2	1	3	2	1	2	4		1	1		1	2			23	
— 薬剤 師				1				1	1	1				2	1	1	1	2	2		1			4	1		18	
— 船 員												1				1											2	
進 学																							1	10	11		22	
— 当校の第1級																												
— 当校の第2上級																									1	13	14	
— 幼年学校																						1	1				2	
— その他・不明・死亡					1		2	6	3	11	6	8	3	4	7	3	1	2	2	5	4	4	4	4	3	2	81	
計		6	13	8	13	27	26	32	38	23	65	39	52	42	46	51	38	30	36	40	47	62	47	45	52	46	924	

資料：表3と同じ。

から1896年までの25年間、毎年例外なく数において第一位であり、この間の総数565名は一年志願兵資格取得者総数924名の約6割を占めている。

本来、一年志願兵の特典にあずかることのできるのは「将来、大学において勉学を続けることを望む者」(1816年の「軍隊への志願者の採用に関する規程」)であったから、その卒業生に大学進学資格を与えられなかった実科系学校に一年志願兵資格証明を発行する権限を認めたこと自体にすでに矛盾があった。したがって実科系学校はギムナジウムと較べてより深刻に、その本来の意図から逸脱して与えられたこの資格の負の効果を受け取らずにはすまなかった。ギムナジウムと同様に実科系学校の教科課程も卒業証明を最終目標として構成されていたから⁵²⁾、一年志願兵資格(およびその他の資格)によって実科系学校の教育は寸断されてしまった⁵³⁾。一年志願兵資格は教育の完成を保証するものではなかったからである。

結 び

本稿では一年志願兵資格に至る二つの道すなわち学校証明によるものと、「一年兵役志願者のための管区委員会」での試験によるもののうち、もっぱら学校証明によるものに限定して考察してきたが、試験による道は1822年以来、制度として存続していた。1875年の「ドイツ国防規程」はこの試験によって一年志願兵資格を取得しようとする者に対して、受験前に次の三種類の証明書を提出することを新たに求めた。a) 出生証明書, b) 父親ないし後見人による、一年間の現役期間中の衣服, 装備および給養を自弁する意思と能力についての宣誓を添付した一年志願兵証明書, c) 中等学校に在籍している者はその学校の校長による操行証明書, その他の者は警察ないし所定の役所発行の同証明書⁵⁴⁾。このうちb)は一年志願兵としての自己扶養能力証明であり、志願者の家庭の資産証明でもあった⁵⁵⁾。学校証明によって資格申請をする者にはこれらの証明書の提出は課されなかった。すなわち一年志願兵の学校証明を得られるまで、いいかえると(9年制学校の場合)第2上級への成熟に達するまで中等学校に在籍していること自体がその者の家庭の資産証明とされていたのである。一年志願兵資格のための学校証明を発行する権限が9年制の実科系学校はもとより6年制の学校にも与えられることになった19世紀後半においては、この資格の本来の意図、すなわち「教養ある諸身分」出身で学芸に専念する青年に対しその兵役を軽減するという意図は不明確となり、現実においてはこの資格は「資産ある者の特権⁵⁶⁾」と化していた。実科系学校の生徒も、第2上級への成熟まで教育年限を延長できた者はこの「資産ある者の特権」の享受に適するとみなされたのであり、かれら(そしてその親たち)が卒業証明よりも一年志願兵資格をより強く志向した理由もここにあった。一年志願兵制度(および予備役将校制度)は市民層のうち経済的に恵まれたその上層部分を支配体制に組み入れるという社会政策的な潜在的機能を含みながら、実科系学校に対しては結果としてその昇格運動を援助し、後の大学進学資格獲得へのひとつの前提を形成していったのである。

また逆に、一年志願兵の数を増すことによって軍の経費を軽減するという側面があったにせよ、軍当局がその本来の意図からはずれる実科系学校の生徒にも一年志願兵資格を認めるということは実科系学校の昇格運動なくしてはありえなかったであろう。

一年志願兵資格に対して実科系学校が、そして昇格運動の中心的な担い手となったその教員たちが、どのような対応をしたのかという問題については、これらの学校の置かれた状況、教員の意識そしてそれを強く規定したであろう「中等学校教員資格」の性格と機能の分析を待たねばならない。以上の課題とともに、本稿では一年志願兵資格が実科系学校の教科課程に及ぼした影響、または国が資格を認めることによって行ったであろう、学校の運営、活動に対する統制について立ち入れなかった。今後の課題としたい。

注

- 1) 拙稿「19世紀ドイツ学校教育制度の構造（Ⅰ）——プロイセン実科学校の歴史的位相——」聖徳学園女子短期大学紀要 第10集 1984年。同「19世紀ドイツ学校教育制度の構造（Ⅱ）——プロイセン実科学校卒業試験について——」聖徳学園女子短期大学紀要 第11集 1985年。
- 2) Treutlein, P.; *Geschichtliche Entwicklung des einjährig = Freiwilligen = Berechtigungswesens in Deutschland*. Sammlung gemeinverständlicher wissenschaftlicher Vorträge, Heft 134. Hamburg. 1891. S. 8—9.
- 3) プロイセンでは現役の標準期間はその後何度も変更された。1833年まで標準期間は三年であった。その後、国の財政難から将校の増員が認められなかったため、毎年の新兵徴募を増加することによって戦時によく訓練された十分な数の兵員を確保するために、歩兵に関しては二年の兵役期間が導入された。しかし1852年には再び三年兵役にもどされ、これは1893年まで続いたが、この年に暫定的に、そして1905年には最終的に騎兵および騎馬＝野戦砲兵のみ三年、その他すべての兵員は二年とされた。(Sachse; *Berechtigungen*. in: Schwartz, H. (hrsg.); *Pädagogisches Lexikon*. Bd. 1. Bielefeld u. Leipzig. 1928. S. 461.)
- 4) Treutlein, P.; a. a. O., S. 10—11.
- 5) ebenda. S. 9.
- 6) Kraul, M.; *Das deutschen Gymnasium 1780—1980*. Frankfurt am Main. 1984. S. 40. (望田幸男他訳『ドイツ・ギムナジウム200年史——エリート養成の社会史——』ミネルヴァ書房1986年 p.32.)
- 7) Treutlein, P.; a. a. O., S. 13.
- 8) ebenda. S. 14.
- 9) 「一年志願兵」(Einjährig = Freiwillige)という呼称は、公式には1868年の軍補充訓令においてはじめて登場する。(Sachse; a. a. O., S. 463.)
- 10) Treutlein, P.; a. a. O., S. 17—18.
- 11) 1788年12月23日の「古典語学校卒業試験規程」によって中等学校に卒業試験(アビトゥーア試験)が導入され、これは1812年6月25日に「プロイセンのギムナジウムおよび学術的学校を卒業するすべての青年に課せられる」ことになった。その際、卒業証明は次の三つの等級に分けられた。
 Nr. I. = 「無条件に十分」(unbedingt tüchtig)
 Nr. II. = 「条件付きの十分」(bedingt tüchtig)
 Nr. III. = 「不十分」(untüchtig)
 なお「Nr. III.」の証明書でも大学に入学することは許された。(1788年の規程等については拙稿「19世紀ドイツ学校教育制度の構造(Ⅰ)——プロイセン実科学校の歴史的位相——」前掲. p. 43-45.)
- 12) Rönne, L.; *Das Unterrichts = Wesen des Preußischen Staates*. Bd. II. : *Die Verfassung und Verwaltung des Preußischen Staates*. Teil. 8. *Die kirchlichen und Unterrichts-Verhältnisse*. Zweiter Band. *Das Unterrichts = Wesen*. Berlin. 1855. S. 304.
- 13) 特例として1832年以前に一年志願兵資格を認められた実科系学校が数校存在している。1824年9月10日ベルリン市庁の申請にもとづいて、内務大臣および軍務大臣は *Berlinischen Gewerbeschule*——後の *Friedrichs-Werden Gewerbeschule*——において第3級を終え、第2級進学の成熟を得た生徒に一年志願兵の資格ありとみなす訓令を出し、つづいて1825年にはベルリンの実科学校が、1826年にはフランクフルト a. d. O. の高等市民学校が、そして1830年にはエルバーフェルトの高等市民学校がこの特典を得ていた。(Treutlein, P.; a. a. O., S. 20)

- 14) 拙稿「19世紀ドイツ学校教育制度の構造(II)——プロイセン実科学校卒業試験について——」前掲, p.1-2.
- 15) Wiese, L. ; Verordnungen und Gesetze für die höheren Schulen in Preußen. Erster Abtheilung. Die Schule. Berlin. 1867. S. 253.
- 16) 1865年10月11日の Circularverfügung による学校証明様式である。(ebenda. S. 255-256.)
- 17) バルメンの höhere Gewerbeschule (学校型としては地方工業学校)は1866年9月22日の商工大臣と文部大臣の共同提議にもとづいて設置されたが, 設置と同時にこの学校の生徒は閣令により工業インスティテュート進学を条件とすることなしに, 特別な卒業試験によって一年志願兵資格が与えられた。(ebenda. S. 253. および Treutlein, P., a. a. O., S. 32)
- 18) ebenda. S. 35.
- 19) Sachse. ; a. a. O., S. 464.
- 20) Wiese, L. — Kübler, O. ; Verordnungen und Gesetze für die höheren Schulen in Preußen. 3. Ausgabe, bearbeitet und bis zum Anfang des Jahres 1886 fortgeführt von O. Kübler. Erste Abteilung. Die Schule. Berlin. 1886. S. 469. なお三つの回章訓令の発令日付は次の通りである. 1877年5月29日, 1877年8月9日, 1878年1月31日 (ebenda. S. 469.)
- 21) Sache. ; a. a. O., S. 466-467.
- 22) Meyer, W. ; Die moderne Berechtigungsjagd auf unseren höheren Schulen. Hannover. 1885. S. 51.
- 23) 上田安敏『ウェーバーとその社会』ミネルヴァ書房 1978年, p.99-100.
- 24) 望田幸男『軍服を着る市民たち』有斐閣 1983年, p.155-156.
- 25) 上田 前掲書 p.100.
- 26) 同上 p.90-102.
- 27) Meyer, W. ; a. a. O., S. 53.
- 28) 予備役将校資格者のうち実際に予備役将校として選ばれた者がどのくらいいたのかについて資料を欠いているが, マイヤーはおそらく半数を越えていなかったと推定している。(ebenda. S. 54)
- 29) 石川澄雄『シュタインと市民社会』御茶の水書房 1972年, p.63.
- 30) Die Verordnung über die Organisation des Kadettenkorps v. 4. Febr. 1844. および Die Allerhöchstorder, die Organisation des Kadettenkorps betr. v. 18. Jan. 1877. ただし1856年11月18日に規定された, 幼年学校の教科課程は L. ヴィーゼによってギムナジウムのそれに一致させられた。ヴィーゼは1856年から「幼年学校研究委員会」(Studienkommission für das Kadettenkorps)のメンバーでもあった。(Romberg. H. ; Staat und höhere Schule. Ein Beitrag zur deutschen Bildungsverfassung vom Anfang des 19. Jahrhunderts bis zum ersten Weltkrieg. Weinheim u. Basel. 1979. S. 622.)
- 31) Romberg, H., ebenda. S. 622.
- 32) ebenda. S. 274.
- 33) L. ヴィーゼについては拙稿「19世紀ドイツ学校教育制度の構造 (II)」(前出)を参照。
- 34) Müller, D. K. ; Sozialstruktur und Schulsystem. Aspekte zum Strukturwandel des Schulwesens im 19. Jahrhundert. Göttingen. 1977. S. 69.
- 35) Meyer, R. ; Das Berechtigungswesen in seiner Bedeutung für Schule und Gesellschaft im 19. Jahrhundert. In : Herman, U. (hrsg.) ; Schule und Gesellschaft in 19. Jahrhundert. Sozialgeschichte der Schule im Übergang zu Industriegesellschaft. Weinheim u. Basel. 1977. S. 381. もちろん他の省庁が文部省とまったく何の連絡もなしに学校教育を条件とする諸資格を決定していたわけではない。たとえば1859年規程の際には実科学校の卒業試験と結びついた資格について文部大臣と当該所轄大臣との間に交渉が行われ, その了解のもと L. ヴィーゼがこの規程を起草している。(Hoffmann, R. ; Geschichte des Realschulwesens in Deutschland. In : Schmid, K. A. ; Geschichte der Erziehung von Anfang an bis auf unsere Zeit. Fünfter Band. Zweite Abteilung. Stuttgart u. Berlin. 1901. S. 29)
- 36) Romberg, H., ebenda. S. 154-155.
- 37) これについては1875年9月28日の「ドイツ国防規程」(Deutsche Wehrordnung)の第9条が規定している。(ebenda. S. 155.)
- 38) ebenda. S. 158.
- 39) ebenda. S. 155.

- 40) 帝国の軍事高権にもとづく、将校職の学術的能力に関するカイザーの軍規定権(Militärverordnungsrecht)が中等学校制度におけるもうひとつの帝国権限を基礎づけることになる。カイザーには帝国陸海軍の最高司令官として、その成熟証明が将校になるために必要な教育レベルの証明と同価値である学校タイプを指定する権限が与えられていた。(ebenda. S. 156-159.)
- 41) ebenda. S. 155-156.
- 42) 1874年4月のドイツ各邦政府協定。ギムナジウム教育は少くとも9年間とされ、成熟証明の評価についてはほぼプロイセンの試験規程の条件が適用された。(ebenda. S. 158-159)
- 43) 「多くの都市はギムナジウムタイプの学校一校のみをもっていたにすぎなかったから、結果として多くの生徒はギムナジウムの中・下級段階に通ったのであり、もし学校タイプを自由に選択することが可能であったならば、かれら都市住民の子弟は実科系学校を選んだであろうし、はじめから一年志願兵資格証明だけをめあてとした者は実科系学校を生活により接近した、かれらにとってふさわしい教育機関と考えたであろう。」(ebenda. S. 272)
- 44) Meyer, W. ; a. a. O., S. 60.
- 45) Romberg. H., a. a. O., S. 273.
- 46) 1892年文相 Zedlitz-Trützschler はプロイセン下院において「いわゆる一年志願兵試験」のかわりに「第2級試験」(Sekundaexamen)なるものの設定を論じており、1890年の学校会議の成果としてすべての中等学校に、第2下級後の「第一教育修了」(der erster Bildungsabschluß)が導入された。(ebenda. S. 274.)
- 47) 中等の実科系教育機関の教育水準は絶えず上昇したため、民衆学校(初等教育機関)に接続し、15・16歳までのひとつの完成教育を与える学校タイプ(ラテン語なし)を求める中間一小市民層の要求を越えるものとなっていた。プロイセン文教行政当局はこの教育要求を1872年以降「中間学校」(Mittelschule)によって満たそうとした。(ebenda. S. 269-270.)
- 48) ebenda. S. 272.
- 49) Wiese, L. ; Verordnungen und Gesetze für die höheren Schulen in Preußen. Erster Abtheilung. Die Schule. Berlin. 1867. S. 3.
- 50) Wiese, L. — Kübler, O. ; Verordnungen und Gesetze für die höheren Schulen in Preußen. 3. Ausgabe, bearbeitet und bis zum Anfang des Jahres 1886 fortgeführt von O. Kübler. Erste Abteilung. Die Schule. Berlin. 1886. S. 4.
- 51) Sachse. ; a. a. O., S. 461. とくに実科系学校の昇格運動にとって一年志願兵資格が与えられたことの意味は大きかった。大学進学資格としてギムナジウムのアビトゥーアが導入されて以来、「将来、大学で勉学を続けることを望む者」としての一年志願兵資格取得者にはその申し出により大学での聴講権(Gasthöherrecht)が認められており(Müller, D. K. ; a. a. O., S. 209-210.), これには実科系学校の生徒も該当したから、一年志願兵資格は「聴講権」という細い糸ではあったにしろ実科系学校と大学を結びつけており、これらの学校が中等学校と認められるひとつの前提を提供していた。
- 52) Müller, D. K. ; a. a. O., S. 43.
- 53) 1873年 Gera で開かれた最初の「一般ドイツ実科学校教員集会(allgemeine deutsche Realschulmänner-Versammlung)」において、この集会の議長となったデュッセルドルフ実科学校校長オステンドルフ(J. Ostendorf)は一年志願兵資格など学校にとって「不適當な要素」によって、本来の教育目標にそぐわない生徒が多く入学してくるとして、教科課程の目標を達成するために「これら各級と結びついた資格を取り消す」ことを提案したが、集会に参加した多くの実科系学校の教員たちは結局ギムナジウムとの同格化を推進する方向を確認するにとどまった。(Müller, J. P. ; Erste allgemeine deutsche Realschulmänner-Versammlung zu Gera. 1873. Titat. Müller, D. K., ebenda. S. 211.)
- 54) Wiese, L. — Kübler, O. ; a. a. O., S. 460.
- 55) Sachse. ; a. a. O., S. 464.
- 56) Meyer, W. ; a. a. O., S. 55.

(1986年10月30日受理)